

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年3月13日 00時24分ごろ
発生場所	島根県 ^{はまた} 浜田市浜田漁港 浜田漁港北防波堤灯台から真方位145°210m付近 (概位 北緯34°53.7′ 東経132°03.5′)
事故の概要	漁船第六あけぼの丸は、東北東進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年4月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六あけぼの丸、75トン
船舶番号、船舶所有者等	129557、株式会社浜田あけぼの水産（A社）
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視程 約3海里 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板長ほか8人（日本国籍5人、インドネシア共和国籍3人（特定技能2人、技能実習生1人））が乗り組み、法定灯火を表示し、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、船長が、操船及び見張りに当たり、帰港の目的で、手動操舵により、約7ノットの対地速力で東北東進していた。</p> <p>船長は、入港後、えい網索の交換作業（以下「交換作業」という。）をしようと考えていた。</p> <p>船長は、甲板長が交換作業をした経験がなかったので、打合せをしておこうと思い、操船を行いながら、操舵室の船尾方の椅子に腰掛けていた甲板長と交換作業の打合せを始めた。</p> <p>船長は、本船を4号荷さばき所付近に着岸させるため、ふだんどおり、浜田漁港の沖防波堤と西沖防波堤の間を通過後、内西防波堤（以下「本件防波堤」という。）の手前で左転し、その後、同防波堤北方沖で右転した後、南東進するつもりであった。</p> <p>船長は、沖防波堤と西沖防波堤の間を通過した頃から、船尾方に腰掛けていた甲板長の方を向いて打合せを行った。</p> <p>船長は、ふと船首方を見ると、至近に本件防波堤を認め、主機を中立とした後、全速力後進としたが、本船が本件防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船は、本件防波堤の消波ブロックから自力で離れた。</p> <p>船長は、乗り揚げた際の衝撃が小さかったので損傷はないと思い、</p>

	<p>そのまま4号荷さばき所付近に着けた後、A社に事故状況を連絡した。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.0m、船尾約3.5mであった。</p> <p>本船は、明るくなってからA社が手配したダイバーにより船体の確認が行われ、船首部船底外板に、破口及び亀裂が確認された。</p> <p>ダイバーは、海上保安庁に本事故を通報した。</p> <p>船長は、本件防波堤の存在を知っており、ふだんから夜間でも、灯火等で視認できていた。</p> <p>船長は、操船中は、見張りに集中し、打合せ等は着岸後に行えば良かったと本事故後に思った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、浜田漁港付近を東北東進中、船長が、操舵室内で船尾方を向いた状態で、甲板長と打合せを行ったことから、本件防波堤に接近していることに気付くのが遅れ、後進をかけたものの、本件防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、入港後、交換作業に速やかに取り掛かることができるように入港寸前に打合せを甲板長で行ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、浜田漁港付近を東北東進中、船長が、操舵室内で船尾方を向いた状態で、甲板長と打合せを行ったため、本件防波堤に接近していることに気付くのが遅れ、後進をかけたものの、本件防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故後、入港時には早めに入港配置とし、複数の乗組員で見張りを行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、防波堤等の障害物がある港内等を航行中、進行方向から目をそらすなどして乗組員との会話等に意識を向け過ぎることなく、周囲の見張りを適切に行って操船に専念すること。 ・ 船長は、船舶事故が発生した場合、適切な支援や指示を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図



(国土地理院 Web サイトの地理院地図を加工して制作した。)

写真1 本船



(A社提供)